

令和7年度第1回奈良市行政不服審査会 会議の概要			
開催日時	令和7年6月3日（火）午前9時30分から午前11時30分まで		
開催場所	奈良市役所 北棟4階 第402会議室		
出席者	出席委員3人（欠席なし）・事務局5人・審理員2人・関係課5人	担当課	総務部法務ガバナンス課
開催形態	非公開	(非公開の理由)	奈良市行政不服審査法施行条例第7条
		非公開の具体的な理由等	
	市が行った行政処分に対して提起された審査請求について、審査庁からの諮問に係る審議調査を行うものであるため。		
議題	<p>1 諮問事項に係る審議</p> <p>(1) 諮問第1号（【令和4年度第3号・第6号・第8号請求（併合審理）】令和4年7月7日付け奈子支第650号で行った児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置についての審査請求、令和4年10月6日付け奈子支第1308号で行った児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置解除処分についての審査請求及び令和4年11月18日付け奈子相第1176号で行った児童養護施設等措置費自己負担金督促処分についての審査請求）</p>		
決定又は取りまとめ事項	<p>1 諮問事項に係る審議</p> <p>(1) 令和6年度諮問第1号</p> <p>【令和4年度第3号、第6号、第8号請求（併合審理）】について、審査庁からの諮問について審議を行った。審査請求人の口頭意見陳述の要否について、必要と認めた上で、継続審議することとした。</p>		
<p>【議事の概要】</p> <p>1 諮問事項について</p> <p>(1) 令和6年度諮問第1号</p> <p>【令和4年度第3号・第6号・第8号請求（併合審理）】令和4年7月7日付け奈子支第650号で行った児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置、令和4年10月6日付け奈子支第1308号で行った児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置解除処分、令和4年11月18日付け奈子相第1176号で行った児童養護施設等措置費自己負担金督促処分についての審査請求、事案の審議を行った。次回の審査会において継続して審議することとした。なお、審査請求人の口頭意見陳述の要否について、必要と認めた上で、継続審議することとした。</p>			